

国立市保育計画

平成22年5月

国立市

子ども家庭部児童課

目 次

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | はじめに（策定の趣旨）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 国立市の保育を取り巻く現状・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 待機児童解消のための取り組み・・・・・・・・ | 3 |
| 4 | その他の保育サービスについて・・・・・・・・ | 5 |
| 5 | 今後の課題・・・・・・・・ | 7 |

1 はじめに（策定の趣旨）

平成21年9月から平成22年3月まで国立市保育審議会が開催され、国立市の保育全体のあり方について、審議・検討を行い答申がなされました。

審議会の中では、子どもの権利条約第3条に謳われる「子どもの最善の利益」を最優先に考えるということを前提として議論が進められました。

「子どもの最善の利益」は、子どもの存在そのものが大切にされ、その命、健康、豊かな育ちが守られる環境において初めて保障されるものであり、それは、子どもの保育に携わるすべての大人によって築き上げられるものです。これまでの国立市の保育園・幼稚園で進められてきた質の高い保育のあり方を大切に、それを一層高めていく視点を持ってこそ、そのことは実現できます。

子どもの最善の利益を最優先に考えるためには、できる限り「保育の質」の維持・向上を目指さなければなりません。「保育の質」とは、子どもの豊かな育ちのために、子ども一人ひとりの個性や成長段階に応じた保育・教育が、豊かな人間関係や施設・設備の中で行われるための、安全で安心な安定した環境のことです。そのためには、保育に携わるすべての大人が最大限に努力し、相互に協力し、築き、蓄積し、守っていくよう努めなければなりません。

これらのことを踏まえ審議会の中では、国立市としての保育のあるべき姿、幼稚園と保育園、公立と私立の役割、待機児童への対応、多様な保育サービスの拡充の方策など、様々な点について議論がなされました。

財政状況が厳しい中においても国立市では、子どもの最善の利益を最優先に考え、保育の質の維持・向上を図っていかねばならないと同時に、保育に対するニーズが多様化・増加していく現状において、現実的な対応をしていかねばならないことがこの答申の中で示されました。

本計画は、こうした状況において、国立市としての今後の保育サービスの方向性について、待機児童の解消を中心に目標を示すものです。

なお本計画は、国立市次世代育成支援対策行動計画（後期）との整合性を図りながら、行動計画内に掲げた目標をさらに具体化し、推進していくものです。そのため、本計画の期間は平成22年度から平成26年度までとします。

2 国立市の保育を取り巻く現状

国立市には平成21年度当初時点で、11か所（定員1,095人）の認可保育所があり、このうち公設公営保育所が4か所、公設民営保育所が1か所、民設民営保育所が6か所あります。その他、市が運営費補助等を行っている認可外保育施設として、認証保育所が3か所（定員84人）、家庭福祉員が1か所（定員3人）あります。3歳以上の子どものための施設としては、幼稚園及び幼稚園類似施設が10か所（定員1,917人）あります。

これらの施設は、これまでの蓄積の中でそれぞれの理念に基づいた特色ある保育・教育を行ってきており、国立市の保育の基礎を築いてきています。

一方で、設立から長い年月が経過しており老朽化対策や耐震化対策を迫られている施設も少なくありません。

国立市の就学前児童数は減少傾向にあります。保育に対する需要は低年齢児（0から2歳児）において増加傾向にあります。3歳以上児については市全体としては需要が減少傾向にあり、入所・入園児童が定員を下回っています。女性の社会進出や生活様式の多様化、景気の経済動向などからは、今後近い将来において低年齢児の保育需要が大きく減少することは想定されにくいため、待機児童の解消という点においては少なくとも現状の保育需要に対応するための計画が必要であると考えられます。

《国立市の人口動向等》

| 時 点 | 17.4.1 | 18.4.1 | 19.4.1 | 20.4.1 | 21.4.1 | 26.4.1 | 29.4.1 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 人 口 | 73,217人 | 73,339人 | 73,567人 | 73,794人 | 74,247人 | — | — |
| 就学前児童数 | 3,614人 | 3,472人 | 3,388人 | 3,339人 | 3,361人 | 3,382人 | 3,192人 |

※各年度4月1日時点の数。平成26年及び平成29年4月1日の数は、次世代育成支援対策行動計画（後期）における推計値。

《保育施設の入所・入園児童数の推移》

| 時 点 | 17.4.1 | 18.4.1 | 19.4.1 | 20.4.1 | 21.4.1 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所等入所児童数 | 1,150人 | 1,114人 | 1,112人 | 1,123人 | 1,136人 |
| 内0～2歳児 | 464人 | 426人 | 424人 | 462人 | 484人 |
| 内3～5歳児 | 686人 | 688人 | 688人 | 661人 | 652人 |
| 幼稚園等入園児童数 | 1,148人 | 1,077人 | 1,013人 | 957人 | 927人 |

※保育所等入所児童数：認可保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員、認定こども園の各年度4月1日時点における市内在住児童の数値。（市外施設含む。）

※幼稚園等児童数：幼稚園及び幼稚園類似施設の各年度5月1日時点における市内在住児童の数値。（市外施設含む。）

《保育所入所待機児童数の推移》

| 時 点 | 17.4.1 | 18.4.1 | 19.4.1 | 20.4.1 | 21.4.1 |
|---------|----------|--------|---------|----------|----------|
| 待機児童数 | 20人(38人) | 3人(8人) | 7人(17人) | 32人(56人) | 37人(95人) |
| 内 0～2歳児 | 18人(32人) | 3人(7人) | 5人(13人) | 29人(50人) | 34人(91人) |
| 内 3～5歳児 | 2人(6人) | 0人(1人) | 2人(4人) | 3人(6人) | 3人(4人) |

※認可保育所の各年度4月1日時点における入所待機児童(新定義)の数値。

※()内は旧定義の入所待機児童の数値。

《近隣自治体の保育所入所待機児童数》

| 自治体 | 新定義の待機児童数 | 旧定義の待機児童数 |
|----------|------------------|------------------|
| 立川市 | 93人 | 229人 |
| 府中市 | 301人 | 510人 |
| 日野市 | 136人 | 242人 |
| 国分寺市 | 101人 | 213人 |
| 国立市 | 37人 | 95人 |
| 26市合計・平均 | 3,292人(平均126.6人) | 5,892人(平均226.7人) |

※平成21年4月1日時点における各自治体の認可保育所入所待機児童の数値。

3 待機児童解消のための取り組み

国立市は近隣の他自治体に比べると待機児童数は多くはありませんが、今後も低年齢児を中心に増加傾向にあること（少なくとも大きく減少する見込みがないこと）が推測されるため、財政状況が厳しい中においても、待機児童の解消に努めていくことを国立市として優先されるべき施策として位置づける必要があると考えられます。

国立市では待機児童を解消するために、これまで認証保育所や家庭福祉員の増設・増員、既存の認可・認証保育所での定員の弾力化などの取り組みを

進めてきました。

国立市保育審議会においては、保育の質の維持という観点や児童福祉法の趣旨などから、本来的には認可保育所の整備で待機児童への対応を行うべきであるという考え方が示されました。一方で、新たな保育施設を建設することは土地・建物の確保や大きな財政的負担が伴うことなどから早急に実施することが難しいため、既存の施設で工夫して受け入れる方法を考える必要性も示されました。

国立市としては、審議会の答申、現状の市の財政や老朽化した施設が多い既存保育所の施設状況などを踏まえ、既存の認可・認証保育所での定員の弾力化、定員変更、老朽化対策や耐震補強工事の施設整備にあわせた低年齢児定員の拡大、家庭福祉員の増員などにより、さらなる待機児童の解消を図っていきます。

本計画では、国立市次世代育成支援対策行動計画（後期）を策定する上での低年齢児の待機児童数（平成20年4月1日時点：新定義）である29人分の保育需要を以下のとおり解消することを目標とします。

なお、今後も社会環境の変化や待機児の動向に対応するため、必要に応じて見直していきます。

《保育の受入定員拡大の目標数値》

| 時 点 | 21.4.1 | 22年度末 | 23年度末 | 24年度末 | 25年度末 | 26年度末 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育施設の定員 | 1,181人 | 1,197人 | 1,203人 | 1,210人 | 1,210人 | 1,210人 |
| 内 0～2歳児 | 494人 | 504人 | 516人 | 523人 | 523人 | 523人 |
| 内 3～5歳児 | 687人 | 693人 | 687人 | 687人 | 687人 | 687人 |

《低年齢児（0～2歳児）の受入定員の内訳》

| 時 点 | 21.4.1 | 22年度末 | 23年度末 | 24年度末 | 25年度末 | 26年度末 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認可保育所 | 408人 | 412人 | 423人 | 430人 | 430人 | 430人 |
| 認証保育所 | 84人 | 84人 | 84人 | 84人 | 84人 | 84人 |
| 家庭福祉員 | 2人 | 8人 | 9人 | 9人 | 9人 | 9人 |

4 その他の保育サービスについて

国立市では上記以外にも、多様化する保育需要に合わせて様々な保育サービスを実施しています。

国立市次世代育成支援対策行動計画（後期）の中では以下の保育サービスについての目標も示していますので、これらの事業の実施に努めてまいります。

《目標数値》

| サービス | 21.4.1 | 26年度 | 29年度 |
|------------|--------|------|------|
| 延長保育事業 | 11か所 | 11か所 | 11か所 |
| 一時預かり事業 | 2か所 | 3か所 | 3か所 |
| 病児・病後児保育事業 | 1か所 | 2か所 | 2か所 |
| 休日保育事業 | 0か所 | 1か所 | 1か所 |

○延長保育事業

延長保育事業は、認可保育所の通常の保育時間である11時間を超えて保育する事業であり、国立市内の認可保育所は平成21年度当初時点で全園実施しています。これにより、国立市内の保育所は、全園午前7時15分から午後7時15分までの12時間が開所時間であり、このうち午後6時15分から午後7時15分までが延長保育時間となっています。

また、認証保育所においては、13時間開所が基本とされており、市内3施設については、午前7時もしくは7時30分から午後8時もしくは8時30分まで、延長（時間外）保育を行っています。

延長保育事業については、もっと長い時間預かってほしいとの意見がある一方で、国立市保育審議会の中でも示されましたが、子どもの最善の利益という観点から、子どもの生活リズムや体力的な負担等を考慮しながら検討するべきであるとの意見もあります。

本計画では、現行どおり市内全認可保育所で1時間の延長保育事業を継続して実施していくことを目標といたします。

○一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の事由により一日単位で子どもを保育する事業であり、国立市内の認可保育所は平成21年度当初時点で国立あゆみ保育園及び国立市立北保育園の2か所で実施しています。定員は国立あゆみ保育園が7人、国立市立北保育園が4人でしたが、平成21年6月からは国立市立北保育園が定員を4人から7人に拡大いたしました。

一時預かり事業は、保護者の就労や疾病、リフレッシュなど、認可保育所に入所できなかった子どもも含め、様々な理由による利用があり、国立市次世代育成支援対策行動計画（後期）においても今後も需要が高まっていくととらえています。

本計画では、実施施設を1施設拡大することを目標といたします。

○病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、保護者の事由により病気の子どもを保育できない場合に一日単位で保育する事業です。病後児保育事業は病気の急性期が過ぎた後に保育する事業であり、病児保育事業は病気の急性期であっても当面症状の急変がないと医師が診断した場合に保育する事業です。

国立市では、平成21年度当初時点で医療機関併設型の病後児保育施設が1か所あり、平成21年7月からは病児も対応する病児・病後児保育施設となり、平成21年11月からは定員を4人から6人に拡大いたしました。

病児・病後児保育事業については、女性の社会進出や就労形態・生活様式の多様化などにより今後も需要が高まってくると推測されます。また現在の実施施設が国立駅前にあることから南部地域の市民の利便性を考慮してほしいとの要望などが挙がっています。一方で、国立市保育審議会の中でも示されたとおり、子どもの最善の利益という観点からは、子どもの体力的な負担等を考慮しながら検討するべきであると考えられます。

本計画では、実施施設を1施設拡大することを目標といたします。

○休日保育事業

休日保育事業は、認可保育所の開所していない休日においても保護者の事由により保育できない児童を保育する事業です。

国立市では現在休日保育事業を実施していませんが、就労形態の多様化などにより今後需要が高まってくると推測されます。一方で、国立市保育審議会の中でも示されたとおり、子どもの最善の利益という観点からは、子どもの体力的な負担等を考慮しながら検討するべきであると考えられます。

本計画では、保護者ニーズの高い年末の保育の実施を目指し、拠点方式（他園の子どもも拠点保育園で保育する）で1施設事業を開始することを目標といたします。

5 今後の課題

国立市保育審議会の中では、財政状況の厳しい中で、保育サービスを拡充させるための一つの方策として、公立保育園の民営化も提案されました。公立保育園を民営化することで生み出された財源を保育サービスの拡充に充てるという考え方に基づくものです。

しかし、これまでの公立保育園の保育の蓄積やスタンダードとしての重要な役割、在園児への影響などから、反対の立場での意見や慎重な意見も多く出されています。

保育施策の拡充には、大きな財政負担が伴います。限られた財源の中でこの計画を着実に推進していくため、今後、市全体の施策のバランスを考慮する中で慎重な検討が必要と考えます。